

薬事分科会における寄附金・契約金等受取（割当て）額申告書

企業（製造販売業者及び競合企業）からの寄附金・契約金等の受取（割当て）について、下記の記入要領に基づき受取（割当て）額を把握のうえ、別紙FAX回答表の該当部分にご記入いただき返送方よろしくをお願いします。

平成22年11月29日 開催予定の医薬品等安全対策部会での審議事項に関係する品目及び企業

議題1 一般用医薬品のリスク区分について

アゼラスチン塩酸塩のリスク区分について

申請企業	エーザイ(株)	(審議品目：ハイガード)
競合企業	ノバルティスファーマ(株)	(競合品目：ザジテンAL鼻炎カプセル)
競合企業	大正製薬(株)	(競合品目：パブロン鼻炎カプセルZ)
競合企業	ロート製薬(株)	(競合品目：アルガード抗アレルギーカプセル)

アデノシン三リン酸ナトリウムのリスク区分について

申請企業	興和(株)	(審議品目：パニオンコーワ)
競合企業	武田薬品工業(株)	(競合品目：アリナミンEXプラス)
競合企業	第一三共ヘルスケア(株)	(競合品目：ノイビタZE)
競合企業	エスエス製薬(株)	(競合品目：エスファイトゴールド)

ケトチフェンフマル酸塩内服薬のリスク区分について

申請企業	ノバルティスファーマ(株)	(審議品目：ザジテンAL鼻炎カプセル)
申請企業	大正製薬(株)	(審議品目：パブロン鼻炎カプセルZ)
競合企業	佐藤製薬(株)	(競合品目：ストナリニS)
競合企業	佐藤薬品工業(株)	(競合品目：コンタック600プラス)
競合企業	興和(株)	(競合品目：コルゲンコーワ鼻炎ソフトミニカプセル)

トリアムシノロンアセトニドのリスク区分について

申請企業	帝人ファーマ(株)	(審議品目：アフタッチA)
競合企業	ブリistol・マイヤーズ(株)	(競合品目：ケナログ口腔用軟膏0.1%)
競合企業	帝國製薬(株)	(競合品目：口腔内パッチ大正A)
競合企業	興和(株)	(競合品目：新デスパコーワ)

ラノコナゾールのリスク区分について

申請企業	日本農薬(株)	(審議品目：ウインダムクリーム、ウインダム液、ウインダム軟膏、ゼスパートクリーム、ゼスパート、ゼスパート軟膏)
競合企業	久光製薬(株)	(競合品目：ブテナロックVクリーム)
競合企業	ノバルティスファーマ(株)	(競合品目：ラミシールプラスクリーム)
競合企業	大正製薬(株)	(競合品目：ダマリングランデ)

ミノキシジルのリスク区分について

申請企業	大正製薬(株)	(審議品目リアップレディ)
競合企業	ニプロパッチ(株)	(競合品目：NFカロヤンガッシュ)
競合企業	ニプロパッチ(株)	(競合品目：カロヤンアポジカΣプラス)
競合企業	ニプロパッチ(株)	(競合品目：カロヤンアポジカG)

一般漢方製剤のリスク区分について

影響を受ける企業	クラシエ薬品(株)
影響を受ける企業	小林製薬(株)
影響を受ける企業	ロート製薬(株)

ケトプロフェン貼付剤のリスク区分について

申請企業	帝國製薬(株)	(審議品目：オムニードケトプロフェンパップ)
競合企業	久光製薬(株)	(競合品目：フェイタス)
競合企業	興和(株)	(競合品目：バンテリンコーワ「ミニパット」)
競合企業	ニプロパッチ(株)	(競合品目：パテックスフェルビナク35)

ケトプロフェン外用剤(ゲル・クリーム・ローション)のリスク区分について

申請企業	ゼリア新薬(株)	(審議品目：エパテックAクリーム、エパテックAゲル、エパテックAローション)
申請企業	高市製薬(株)	(審議品目：イーパスゲル)
競合企業	久光製薬(株)	(競合品目：サロンパスA [®])
競合企業	興和(株)	(競合品目：バンテリンコーワ1.0%クリーミーージェルLT)
競合企業	ニプロパッチ(株)	(競合品目：パテックスぺたんシップ)

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、
 - ①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
 - ②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
 - ③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
3. 競合企業については、申請企業から申出があったものである。その妥当性については部会等において検討することとなるので、変更があり得ることについてご承知おき願いたい。